

(様式2)
 処分基準 (不利益処分関係)

法令名	建築士法	担当課	建築住宅課	検索番号	1-2
不利益処分	建築士事務所の登録の抹消・建築士事務所の登録の抹消等	根拠条項	第26条第1項・第26条第2項		
(根拠規定) (監督処分) 第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。 二 第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号、第六号（同号に規定する未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）、第七号（法人でその役員のうちに同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。）、第八号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。 三 第二十三条の七の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。 2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。 <ol style="list-style-type: none"> 一 建築士事務所の開設者が第二十二条の三の三第一項から第四項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のいずれかに違反したとき。 二 建築士事務所の開設者が第二十三条の四第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 三 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 管理建築士が第十条第一項の規定による処分を受けたとき。 五 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行つた行為を理由として、第十条第一項の規定による処分を受けたとき。 六 管理建築士である二級建築士又は木造建築士が、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。 七 建築士事務所に属する二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務所の業務として、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。 八 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。 九 建築士事務所の開設者又は管理建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の処分に違反したとき。 十 前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき。 3～4 省略					

(処分基準)

建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、愛媛県知事登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者等に対して、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条の第1項又は2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1)「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2)「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3)「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4)「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所が、法第26条第1項又は2項の規定する監督処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表1に掲げる監督処分事由に対応する処分等の基準を基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等を決定するものとする。

(2) 複数の監督処分事由に該当する場合の取扱い

- イ 一の行為が二以上の処分事由（表1に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分事由に基づき処分等を決定するものとする。
- ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分に加重して処分等を決定するものとする。
ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なして処分を決定することができる。

(3) 個別事情による処分等の加重または軽減

処分事由に該当する行為について、以下に掲げる事情があると認められるときは、処分等を加重又は軽減することができるものとする。

- ①行為者の意識（悪意の有無等）
- ②行為の態様（内容が軽微であるか、常習的か等）
- ③是正等の対応（自主的に是正しているか等）
- ④社会的影響（刑事訴追されているか等）
- ⑤事務所としての組織的関与（開設者の指示の有無等）
- ⑥その他、考慮すべき事項

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書による注意にあつては、2年を経過しないものに限る）の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記（1）から（3）により今回相当とされる処分等に、表2「過去に処分等を受けている場合の取扱い表」の基準に従って処分等を加重したうえで、決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記（1）により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

- (1) この基準は、平成27年6月25日から施行する。
- (2) 建築士事務所の監督処分の基準（平成21年4月1日制定）は廃止する。

表 1

処 分 事 由			処分等の基準
法第26条第1項の各号に該当するとき			登録取消
法第26条第2項の各号に該当するとき	第1号に該当するとき	22の3の3①②③④	文書注意、戒告又は閉鎖（1月を超えない期間）
		24の2	文書注意、戒告又は閉鎖（3月を超えない期間）
		24の3、24の4、24の5、24の6、24の7、24の8	文書注意、戒告又は閉鎖（1月を超えない期間）
	第2号に該当するとき	23の4②	戒告、閉鎖又は登録取消
	第3号に該当するとき	23の5①②	文書注意、戒告又は閉鎖（3月を超えない期間）
	第4号に該当するとき		管理建築士に対して行なわれた懲戒処分に準じた処分
	第5号に該当するとき		文書注意、戒告又は閉鎖
	第6号に該当するとき	3、3の2	戒告又は閉鎖（3月を超えない期間）
	第7号に該当するとき	3、3の2	戒告又は閉鎖（3月を超えない期間）
	第8号に該当するとき	3、3の2、3の3	戒告又は閉鎖（3月を超えない期間）
	第9号に該当するとき	閉鎖命令に違反したとき	登録取消
法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき		戒告又は閉鎖（1月を超えない期間）	
第10号に該当するとき		文書注意、戒告、閉鎖又は登録取消	

備考

加重：文書注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録取消とすること。

軽減：加重の逆のこと。

表2 過去に処分等を受けている場合の取扱い表

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
1. 表1の基準により文書注意が相当であるとき (1) 過去に一度の処分等を受けているとき (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき	戒告 閉鎖
2. 表1の基準により戒告が相当であるとき (1) 過去に一度の処分等を受けているとき (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき	3月以内の閉鎖 3月以上1年以内の閉鎖又は登録取消
3. 表1の基準により閉鎖が相当であるとき	相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録取消
4. 表1の基準により登録取消が相当であるとき	登録取消